

令和4年9月1日

保護者 様

香取市教育委員会

### 新型コロナウイルスの感染予防と今後の取組について

日頃より、本市の教育活動及び感染症対策に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、オミクロン株については、感染・伝播性やその倍加速度が高い一方、重症化率は低い可能性が示唆されるなど、その特徴が明らかになっています。従来株と比べて潜伏期間と発症間隔が短いオミクロン株の特徴を踏まえ、令和4年7月22日の改正では、濃厚接触者の待機期間の見直し（7日間から5日間への短縮等）が行われました。また、重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関や高齢者施設等を対象に濃厚接触者の特定や行動制限を含めた積極的疫学調査を集中的に実施するため、学校における保健所による積極的疫学調査（濃厚接触者の特定など）は行わないこととなりました。

このような状況をふまえ、香取市内学校では、新型コロナウイルス感染拡大防止と子供の健やかな学びを保障することの両立を図るため、学校と家庭が感染拡大への危機感を共有し、連携しながら、感染症へ対応してまいります。学校関係者に感染が確認された場合は、迅速かつ適切に対応してまいりますので、御協力をお願いいたします。

つきましては、下記の事項について、お子様に御指導いただくとともに、御協力くださるようお願い申し上げます。

なお、国や県の通知や地域の感染状況等により、対応を変更することがあることを御了承ください。

#### 記

- 1 毎朝、検温と体調確認を必ず行い、お子様や御家族に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状等があり、普段と体調が少しでも異なる場合には登校を控える（欠席扱いにはなりません）とともに、「3 発熱等の症状がある場合」を参考に、医療機関等へ速やかに相談してください。
- 2 (1)～(5)のような場合には、必ず学校へお伝えいただきますようお願いいたします。
  - (1) お子様が発熱や風邪に感染した。
  - (2) お子様が発熱や風邪に濃厚接触者となった。（同居の御家族が発熱や風邪に感染した等）
  - (3) お子様に発熱や風邪症状がある。
  - (4) お子様と同居する御家族が、濃厚接触者（感染リスクの高い者）に特定された、または発熱や風邪の症状がある。
  - (5) お子様または同居する御家族が医師や保健所等の指示でPCR検査を受ける。  
（職場等での定期検査については御連絡いただく必要はありません）※学校では、新型コロナウイルス感染症に関連するいじめや差別が起こらないよう指導を徹底してまいりますので、御家庭でも御協力のほどよろしくをお願いいたします。
- 3 発熱等の症状がある場合は、日ごろ通院している医療機関か、自宅の近くにある医療機関に電話で御相談ください（直接、医療機関を受診せず、事前に必ず医療機関へ電話で相談をお願いします）。かかりつけ医がない等、相談先に困った場合は、千葉県発熱相談コールセンター【電話0570-200-139】へ電話連絡してください。

裏面も御確認ください

#### 4 学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について

感染者が発生した場合には、当該感染者等を出席停止とするとともに、原則として教育活動を継続しますが、学校内で感染が広まっている可能性が考えられる場合に限り、臨時休業の要否を判断し、真に必要とされる範囲及び期間について、臨時休業を実施します。

〈感染者発生後〉

○速やかに感染者本人や関係者から聞き取り、「**感染リスクの高い者**」<sup>\*</sup>の有無等を確認します。

①校内で感染が広がる可能性がないと判断される場合

⇒「**感染リスクの高い者**」に対する外出自粛を要請します。

⇒学級閉鎖等を実施しません。

②校内で感染が広がる可能性があるとして判断される場合

⇒「**感染リスクの高い者**」に対する外出自粛を要請します。

⇒下表「学級閉鎖等の基準」を参考に、まずは学級閉鎖を検討します。

(学校と教育委員会が協議し、真に必要となる最小限の範囲及び期間とします。)

※「**感染リスクが高い者**」とは・・・会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食等を共にした者(従来の濃厚接触者に相当する者)とし、特定のための判断に当たっては、濃厚接触者特定の判断基準と同様とします。

##### 【濃厚接触者(感染リスクの高い者) 特定の判断基準】

- ・患者と同居していた者又は長時間の接触があった者
- ・適切な防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つば等)に直接触れた可能性の高い者
- ・手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なし(※)で患者と15分以上の接触があった者

※単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態でなかったかも確認する。

##### 【濃厚接触者(感染リスクの高い者)等の待機期間について】

待機期間は感染者との最終接触等から5日間(6日目解除)となり、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除可能となり、待機期間が短縮されます。ただし、7日間が経過するまでは健康状態の確認やハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策が求められます。

(参考) 表：学級閉鎖等の基準

範囲	条件等	備考
学級閉鎖	①同一の学級において <b>複数</b> の児童生徒等の感染が判明した場合 (複数であっても感染経路に関連がないことが明らかな場合は閉鎖を行いません) ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合 ③その他、学校長と教育委員会の協議により必要と判断した場合	※学級閉鎖の期間としては、数日～5日程度を目安に、児童生徒等の健康状態等を踏まえて判断します。
学年閉鎖	<b>複数の学級</b> を閉鎖するなど、学年内で感染が広まっている可能性が高い場合	
学校全体の臨時休業	<b>複数の学年</b> を閉鎖するなど、学校内で感染が広まっている可能性が高い場合	

【部活動の停止】特定の部活動で感染者や濃厚接触者が**複数**見られ、部活動内で感染が広がっている可能性が高い場合、当該部活動は停止します。また、学校の全部または一部の臨時休業を実施する場合は、当該感染者の参加状況等を踏まえた上で、所属する部活動を停止します。